

市長等の措置に係る通知書

(福祉部)

2024年4月22日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行 (福祉総務課)</p> <p>①再委託の承諾手続きがとられていないものがある。</p> <p>(藤沢聖苑総合管理業務) 契約書第7条により、受託者は、あらかじめ書面により藤沢市の承諾を得た場合でなければ再委託は禁止されているが、各種設備等保守管理業務のうちガスヒートポンプ保守点検について、受託者から再委託承認願いが提出されておらず、再委託の承諾手続きがとられていない。</p>	<p>再委託業務については、受託者に再委託承諾願の提出を求め、承諾の手続(通知)を行った。</p> <p>また、再発防止のため、受託者と双方で業務内容を確認するとともに、類似した他の契約を参照する等、改めて契約の確認を行った。</p>	<p>2025年 3月31日</p>